

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和7年12月16日	大和タクシー交通株式会社 (法人番号3290801017855) 代表者国本直樹	本社営業所 福岡県北九州市小倉南区 長野1丁目7-1	輸送施設の使用停止 (70日車)、文書警告、 文書勧告	道路運送法(以下 「法」)第27条第3 項、法第29条の3	令和7年1月23日、酒気帯び運転があつたことを端緒に監査実施。14件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記載事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)乗務員等台帳の保存義務違反(運輸規則第37条第2項)、(6)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(8)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)全従業員に対する指導監督違反(運輸規則第38条第6項)、(11)運行管理規程の制定義務違反(運輸規則第48条の2第1項)、(12)運行管理者の指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)、(13)輸送の安全に関わる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)、(14)届出義務違反(道路運送法施行規則第66条第1項第8号)	7	7	7	7